

第23回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

■事業報告

「企業集団の現況に関する事項」における次の事項

- － 主要な事業内容
- － 主要な営業所
- － 従業員の状況
- － 主要な借入先

「会社の新株予約権等に関する事項」

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

■連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」

「連結注記表」

■計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

第23期

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

トレンダーズ株式会社

上記事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

1. 企業集団の現況に関する事項

(8) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは「マーケティング事業」と「インベストメント事業」の2つの事業を展開しております。マーケティング事業は、「マーケティングソリューション領域」「ブランド・メディア開発領域」「メディカルビューティー領域」の3領域から構成されます。各領域の内容は以下の通りであります。

<マーケティングソリューション領域>

主に美容・食品飲料カテゴリの顧客企業に向けたSNSマーケティング支援

<ブランド・メディア開発領域>

自社メディアの運営と化粧品の輸入販売

<メディカルビューティー領域>

美容クリニック専売品の開発・販売とクリニックの総合プロデュース・運営支援

インベストメント事業は、保有する資金を効果的、効率的に運用するため、非上場会社等への投資を行っております。

(9) 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

① 当社

本社：東京都渋谷区東三丁目16番3号

② 子会社

株式会社クレマン斯拉ボラトリー 本社：東京都渋谷区東三丁目16番3号

(10) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
162名	24名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、アルバイト及び派遣社員は含まれておりません。
2. 従業員数には、当社グループ外への出向者は含まれておりません。
3. 従業員数が増加した主な理由は、事業拡大を目的とした採用によるものであります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
162名	24名増	31.3歳	4.2年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、アルバイト及び派遣社員は含まれておりません。
2. 従業員数が増加した主な理由は、事業拡大を目的とした採用によるものであります。

(11) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	800,000千円

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称	新株予約権の数	目的となる株式の数	1個当たりの発行価額	1株当たりの行使価額	行使期間
第4回新株予約権	2,361個	472,200株 (新株予約権1個につき200株)	700円	334円	2018年7月1日 ～2025年4月23日
第5回新株予約権	525個	105,000株 (新株予約権1個につき200株)	100円	1,132円	2019年7月1日 ～2028年3月22日
第6回新株予約権	600個	120,000株 (新株予約権1個につき200株)	1,000円	1,132円	2018年9月23日 ～2028年3月22日

(2) 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	取締役 (社外取締役を除く)		社外取締役		監査役	
	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数
第4回新株予約権	1,428個 (285,600株)	3名	—	—	86個 (17,200株)	2名
第5回新株予約権	75個 (15,000株)	1名	—	—	—	—
第6回新株予約権	600個 (120,000株)	1名	—	—	—	—

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムに関する基本方針」）の取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。（最終改定2021年6月17日）

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る情報が記録された文書及び電磁的記録については、文書管理規程、個人情報保護規程等の社内規程に従い、適切に保存及び管理します。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

管理部門は、法令遵守やリスク管理についての徹底と指導を行います。また、代表取締役直轄の組織として内部監査室を設置し、組織横断的なリスクの状況把握、経営の合理化・効率化及び業務の適正な遂行の確保を目的として監視、指導を行います。

不測の事態が発生した場合には、経営会議を代表して常勤取締役は、取締役会に対して損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について報告を行います。また、対策本部を設置し、緊急対応方針を審議・決定のうえ、迅速に対処します。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ア) 各種社内会議体制の整備

取締役会は、毎月開催される定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を速やかかつ柔軟に開催し、経営に関わる重要事項に関して迅速に意思決定を行い、職務執行を監督します。

取締役会のほか、常勤取締役及び執行役員等からなる経営会議を原則として毎月開催し、業務執行、営業戦略等に関わる重要事項に関して慎重かつ多角的に検討、審議し、意思決定を行います。

(イ) 職務権限及び責任の明確化

職務権限規程、業務分掌規程、稟議規程、稟議事項・決議決裁基準に基づき、適切に権限の委譲を行い、付与された権限に基づき適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築します。

- ④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務執行のモニタリングを内部監査室が行い、必要に応じて管理部門と連携して社内教育、研修を実施します。また、内部監査室は、内部通報規程に基づく内部通報制度を厳正に運用するとともに、監査役会と連携し、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監査を定期的に行い、取締役会に報告します。

- ⑤ 当社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (ア) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の取締役または従業員を子会社の取締役の一部として派遣し（以下、当該取締役及び従業員を併せて「子会社担当取締役等」といいます。）、当該子会社における他の取締役の職務執行を監督します。また、管理部門は、子会社の主管部門として子会社担当取締役等と協力し、子会社の経営管理及び経営指導にあたり、子会社の業務の適正を図ります。

当社において毎月開催される定例取締役会において、子会社の業績、経営計画及びその進捗状況等について、子会社担当取締役等から報告を行います。

- (イ) 子会社の損失の危険に関する規程その他の体制

管理部門は、子会社の取締役及び管理部門と協力し、法令遵守やリスク管理についての徹底と指導を行います。また、子会社においてリスク管理上懸念の事実が発見された場合、子会社担当取締役等は、取締役会に対して損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について報告を行い、当社は必要な措置を講じます。

- (ウ) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営上の重要事項については、子会社の経営の独立性を尊重しつつ、当社取締役会において審議を行います。子会社の事業運営については、管理部門が主管となって、子会社の管理を行います。

なお、子会社の経営上・事業運営上の重要事項について、子会社の事業内容や規模を考慮のうえで、原則として子会社ごとに、当社への報告や事前承認を要する事項を定めます。

- (エ) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役及び使用人の職務執行のモニタリングを子会社監査部門と協力して内部監査室が行い、必要に応じて管理部門及び子会社管理部門と連携して社内教育、研修を実施します。また、内部監査室は、内部通報規程に基づき、子会社からの内部通報を厳正に運用し、子会社の取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監査を定期的に行い、取締役会に報告します。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会は、内部監査室所属の使用人に、監査業務に必要な補助を依頼することができます。

- ⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項

補助者の人事異動につき、監査役会の意見を尊重して行います。監査役より要請のある場合、補助者は監査役の指揮・監督のもと、監査役の指示業務を優先して行うものとします。

- ⑧ 取締役及び使用人、ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

取締役、管理部門、内部監査室及び子会社担当取締役等は、以下の重要事項を定期的に常勤監査役に報告するものとし、監査役会において、当該報告を提出します。

(ア) 当社及び子会社の重要な機関決定事項

(イ) 当社及び子会社の経営状況のうち重要な事項

(ウ) 当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

(エ) 当社及び子会社における内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項

(オ) 当社及び子会社における重大な法令及び定款違反

(カ) その他、当社及び子会社に関する重要事項

- ⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に前項の報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会へ出席するほか、常勤監査役が重要な社内会議に適宜出席し、必要に応じて説明を求めます。

監査役会は取締役、執行役員及び重要な使用人に対してヒアリングを実施することができるとともに、代表取締役、会計監査人、顧問弁護士と意見交換等を実施します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、以下の具体的な取組を行っております。

① 重要な会議の開催状況

当事業年度において、取締役会を14回開催し、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。

また、代表取締役社長を議長とし、代表取締役会長、取締役CFO及び執行役員からなる経営会議を定期的に開催しております。経営会議は、事業会議と非事業会議の2種類の会議で構成されており、事業会議は常勤取締役及び執行役員を参加者として事業の実績報告や課題等、事業に関する報告及び審議を行い、非事業会議は代表取締役社長、取締役CFO及び執行役員を参加者として事業以外の経営課題について共有及び審議を行っております。いずれの会議も、原則月2回、隔週で開催しております。

② コンプライアンス・リスク管理に関する取組

コンプライアンス意識の徹底を図るため、定期的に教育を実施しております。入社時に教育を実施するほか、全社を対象に情報セキュリティ、コンプライアンスにかかる教育を実施しました。また、内部監査室では、法令、定款、社内規程等の遵守状況を監査項目に加え、会社の業務が適切に行われていることを確認しております。

リスク管理の観点からは、コンプライアンス違反行為等を把握するため内部通報制度を設けているほか、コンプライアンス違反行為等が発生した場合には防止対策の策定、全社に向けた注意喚起を実施しております。

③ 監査役の監査体制

当事業年度において監査役会を13回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、当事業年度において14回開催された取締役会への監査役の参加のほか、常勤監査役が業務執行取締役、執行役員、内部監査室その他の従業員より事業の状況や職務の執行の状況等に関するヒアリング、並びに重要書類の閲覧等を行うことで、取締役による業務の執行を監査しております。さらに、常勤監査役と内部監査室は、内部監査の実施方法や内容について意見交換を行っています。

監査役会は、監査の実効性を高めるため、毎月1回常勤監査役による監査の内容の共有、当社の内部統制に関する議論、内部監査室との情報交換を行っております。また、会計監査人との打ち合わせを通じて、会計監査人による監査の状況の確認及び適切な監査を実施するための情報交換を行っております。

④ 財務報告に係る信頼性の確保に対する取組

新規事業の運営にあたり、内部統制システムを有効的かつ効率的に実施するため、管理部門は、業務プロセス実施者に対し法令遵守やリスク管理についての教育並びに業務報告プロセスの構築について指導を実施しました。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当連結会計年度期首残高	564,855	239,471	305,873	545,344	1,977,106	1,977,106
当連結会計年度変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)	3,510	3,510		3,510		
剰 余 金 の 配 当					△114,789	△114,789
親会社株主に帰属する当期純利益					708,820	708,820
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)						
当連結会計年度変動額合計	3,510	3,510	-	3,510	594,031	594,031
当連結会計年度末残高	568,365	242,981	305,873	548,854	2,571,137	2,571,137

	自己株式	株主資本 合 計	その他の包括利益 累 計 額		新株予約権	純資産合計
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	△297,551	2,789,754	-	-	2,458	2,792,212
当連結会計年度変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)		7,020				7,020
剰 余 金 の 配 当		△114,789				△114,789
親会社株主に帰属する当期純利益		708,820				708,820
自 己 株 式 の 取 得	△162	△162				△162
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)			△15,004	△15,004	△153	△15,157
当連結会計年度変動額合計	△162	600,888	△15,004	△15,004	△153	585,730
当連結会計年度末残高	△297,714	3,390,642	△15,004	△15,004	2,305	3,377,943

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社クレマン斯拉ボラトリー

(2) 持分法の適用に関する事項

- ・持分法適用の関連会社数 1社
- ・主要な会社名 一般社団法人涼香会

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

① 連結の範囲の変更

前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社MimiTVについては、2022年4月1日付で当社を吸収合併存続会社とし、株式会社MimiTVを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行っております。

② 持分法の適用の範囲の変更

当連結会計年度において、資金貸付等の取引発生により当社の影響力が増加したため、一般社団法人涼香会を持分法適用の関連会社に含めております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券（営業投資有価証券）

a. 満期保有目的債券

原価法を採用しております。

b. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券と定義されるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. 棚卸資産

a. 仕掛品

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

b. 商品

主として移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備（建物勘定に含まれる）及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6年～24年
工具、器具及び備品	2年～15年

ロ. 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの展開する事業における、顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）、並びに、顧客との契約から生じる収益以外の収益の計上基準は、以下のとおりであります。

イ. 顧客との契約から生じる収益

マーケティング事業において、インフルエンサーマーケティングや運用型広告といったマーケティングソリューションの提供等、当社グループが顧客企業に提供するサービスを「BtoBサービス」、化粧品販売やWebサービスの提供等、生活者に対する財またはサービスの提供を「BtoCサービス」と分類しており、これらの収益及び費用の計上基準は以下のとおりです。

a. BtoBサービス

BtoBサービスにおける当社グループの履行義務は、顧客との契約に基づきマーケティングソリューションを提供することです。インフルエンサーマーケティング等、サービスの提供完了時に履行義務が充足されるものは一時点で収益を計上し、運用型広告等、一定期間にわたり履行義務が充足されるものは、履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を計上しております。

なお、当社グループの役割が代理人に該当する一部の取引については、顧客から受け取る額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

b. BtoCサービス

BtoCサービスにおける当社グループの履行義務は、顧客との契約に基づき財またはサービスを販売・提供することです。顧客である生活者が当該財またはサービスに対する支配を獲得した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を計上しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

ロ. 顧客との契約から生じる収益以外の収益

インベストメント事業において、保有する株式や投資事業有限責任組合出資については、譲渡時点または譲渡契約締結時点で収益を計上しております。また、社債については、期間経過に応じて利息収益を計上しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

外貨建有価証券（営業投資有価証券）は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、投資効果の及ぶ期間（5年以内）にわたり定額法により償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(営業投資有価証券の評価)

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上されている営業投資有価証券2,157,577千円のうち、非上場株式及び投資事業有限責任組合出資(連結貸借対照表計上額合計257,577千円)については、市場価格のない有価証券であることから、当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額の算定において、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定が重要であると考えております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

営業投資有価証券に計上されている非上場株式及び投資事業有限責任組合出資については、投資先の実質価額が著しく低下したときには、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は売上原価に計上されます。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

投資先の実質価額が50%超下落している場合には、実質価額が著しく低下しているとみなし、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けることができるかを検討し、相当の減額を行うべきかどうか判断しています。その主要な仮定は、投資先の作成した事業計画、当該計画の実現可能性、及びそれらに基づく回復可能性であります。

③ 重要な会計上の見積りが翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

見積りに用いた仮定は不確実性を伴うため、投資先の事業進捗の見通し等と実績に乖離が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に営業投資有価証券の評価損の計上が必要となる可能性があります。

4. 連結損益計算書に関する注記

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「8. 収益認識に関する注記(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	7,608千株	20千株	一千株	7,628千株

(注) 普通株式の株式数の増加20,800株は、新株予約権の権利行使による増加であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	114,789	16	2022年3月31日	2022年6月13日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	158,290	22	2023年3月31日	2023年6月8日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 697,200株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については、自己資金及び銀行借入を充当しており、資金運用については、安全性の高い金融資産に限定し運用する方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業投資有価証券は主に社債、非上場株式であり、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期貸付金は主に関連会社に対し実行しているものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

賃借物件に係る敷金は、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払法人税等は、すべて1年以内の支払期日であります。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、長期貸付金及び敷金については、定期的に相手先の状況をモニタリングしております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは各事業部からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
敷金	61,403千円	60,928千円	△474千円
長期貸付金	30,099千円	30,209千円	110千円
資産計	91,503千円	91,138千円	△364千円

- (※1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (※2) 「営業投資有価証券」のうち満期保有目的債券については、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (※3) 敷金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算出しております。
- (※4) 長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合の利率で割り引いて算定する方法により算出しております。

なお、市場価格がないことから、以下は時価開示の対象としておりません。

持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資（連結貸借対照表計上額257,577千円）については、時価の注記を要しないとする取扱いを適用しており、時価の注記はしておりません。

区分	連結貸借対照表計上額
営業投資有価証券 その他有価証券	257,577千円

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「営業投資有価証券」の満期保有目的債券、「買掛金」、「短期借入金」及び「未払法人税等」が該当しますが、これらは時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	60,928千円	—	60,928千円
長期貸付金	—	30,209千円	—	30,209千円
資産計	—	91,138千円	—	91,138千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合の利率で割り引いて算定する方法により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,513,712	—	—	—
受取手形	2,750	—	—	—
売掛金	1,248,792	—	—	—
営業投資有価証券				
社債	1,900,000	—	—	—
長期貸付金	—	30,099	—	—
敷金	—	—	—	61,403
合計	4,665,254	30,099	—	61,403

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 469円16銭
(2) 1株当たり当期純利益 98円68銭

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの報告セグメントは「マーケティング事業」「インベストメント事業」から構成されており、顧客との契約から生じる収益はマーケティング事業において計上しております。

マーケティング事業において、当社グループが顧客企業に提供するサービスを「BtoBサービス」、生活者に対して財またはサービスを提供することを「BtoCサービス」と分類しており、当該分類により分解した収益は以下のとおりであります。

区分	報告セグメント			合計
	マーケティング事業		インベストメント事業	
	BtoBサービス	BtoCサービス		
顧客との契約から生じる収益	8,307,513千円	51,981千円	—	8,359,495千円
その他の収益	—	—	729,057千円	729,057千円
合計	8,307,513千円	51,981千円	729,057千円	9,088,552千円

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(4)会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	—	2,750千円
売掛金	991,731千円	1,233,855千円
契約負債	20,845千円	25,811千円

(注1) 契約負債は、主に、マーケティング事業のBtoBサービスにおいて、顧客との契約に基づき履行義務を充足する以前に、個別契約で定める支払条件に従って顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(注2) 当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は18,810千円であります。

(注3) 契約負債の残高に重要な変動はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予定される顧客との契約期間が1年を超える取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計
当事業年度期首残高	564,855	239,471	305,873	545,344	1,556,339	1,556,339
事業年度中の変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	3,510	3,510		3,510		
剰余金の配当					△114,789	△114,789
当期純利益					1,140,818	1,140,818
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計	3,510	3,510		3,510	1,026,029	1,026,029
当事業年度末残高	568,365	242,981	305,873	548,854	2,582,369	2,582,369

	自己株式	株主資本 合計	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
			その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当事業年度期首残高	△297,551	2,368,987	-	-	2,458	2,371,445
事業年度中の変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)		7,020				7,020
剰余金の配当		△114,789				△114,789
当期純利益		1,140,818				1,140,818
自己株式の取得	△162	△162				△162
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△15,004	△15,004	△153	△15,157
事業年度中の変動額合計	△162	1,032,887	△15,004	△15,004	△153	1,017,729
当事業年度末残高	△297,714	3,401,874	△15,004	△15,004	2,305	3,389,175

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 有価証券（営業投資有価証券）

a. 満期保有目的債券

原価法を採用しております。

b. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券と定義されるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産

イ. 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ロ. 商品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備（建物勘定に含まれる）及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年～24年

工具、器具及び備品 2年～15年

② 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

前記の連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」と同一であるため、当該項目をご参照願います。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

外貨建有価証券（営業投資有価証券）は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

前記の連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」と同一であるため、当該項目をご参照願います。

4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	11,795千円
長期金銭債権	30,000千円
短期金銭債務	1,265千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	11,250千円
営業取引以外の取引高	7,920千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
自己株式				
普通株式	433千株	0千株	-千株	433千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り100株による増加分であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	16,386千円
資産除去債務	6,002千円
営業投資有価証券	3,818千円
未払事業税	16,527千円
未払事業所税	896千円
未払賞与	3,798千円
未払社会保険料	523千円
貸倒引当金	390千円
資産調整勘定	1,204千円
減価償却超過額	217千円
その他	358千円
繰延税金資産合計	<u>50,124千円</u>

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	<u>△4,072千円</u>
有価証券評価差額	<u>△253千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△4,326千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>45,798千円</u>

8. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額	470円72銭
(2) 1 株当たり当期純利益	158円82銭

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表に同一の内容を記載しているため、省略しております。